

第1回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成23年8月3日(水) 15:00～16:45

場所：名古屋銀行協会 2F 1号室

1. 開 会

【事務局】 お待たせいたしました。定刻の3時となりましたので、ただいまから第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。

私、中部地方整備局河川部河川調査官の徳元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の検討の場の運営に関しまして、若干の注意事項を述べさせていただきます。

まず、報道機関の皆様をお願いでございますが、事前にご案内をさせていただいておりますとおり、本検討の場は原則公開で行ってまいります。ただ、カメラ等の撮影は、会議の運営上の理由から、中部地方整備局長の挨拶までとさせていただきます。

また、報道機関及び一般傍聴者の方は、受付で配付させていただきました「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の傍聴にあたってのお願い」をもう一度ご確認をいただきまして、議事の円滑な進行にご協力いただくようお願いいたします。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、本日ご出席いただいております構成員の皆様をご紹介します。

愛知県 片桐副知事 様

岐阜県 淵上副知事 様

三重県 江畑副知事 様

それから、市町の代表といたしまして、

一宮市 谷市長 様（代理）山口副市長 様

美濃加茂市 渡辺市長 様（代理）海老副市長 様

恵那市 可知市長 様

桑名市 水谷市長 様（代理）水谷都市整備部次長 様

八百津町 赤塚町長 様

以上でございます。

なお、検討主体であります中部地方整備局からは、足立局長と田村河川部長が出席しております。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

【事務局】 それでは、議事に入ります前に、検討主体を代表いたしまして、中部地方整備局長 足立敏之より一言ごあいさつを申し上げます。

【中部地方整備局長（足立敏之）】 ご紹介をいただきました中部地方整備局長の足立でございます。7月15日付で四国の局長からこちらへまいりまして、まだまだ日が浅いので、皆様のご指導を賜りながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

関係の皆様方には、本日は第1回の新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場にお集まりいただきましてありがとうございます。

今年の中部は、まず5月に台風の影響を受けまして、つい先日にも台風6号が接近しまして結構な雨が降りました。私が赴任した直後でございましたけれども、結構な雨に見舞われまして、三重県南部のほうでは1,000ミリ近い雨に見舞われました。

また先週、新潟県を中心としまして前線性の大変な雨に見舞われまして、新潟県、福島県を中心としまして5,000戸を上回る住居の被害が出たというふうにも承っております。

最近では、ゲリラ豪雨だとか、温暖化の影響ではないかという声もございますけれども、非常にそういう水害リスクが大きくなっているというのが我々の感じているところでございます。

一方、この中部地方では、昭和58年9月に大きな洪水がございまして、私が入省してすぐぐらいで、本省の係長だったと思いますけれども、木曽川水系で大きな雨が降って大変なことになっているという記憶がまだありありと残っています。中部地方にとりましては大変大きな水害であったと思います。そのときに美濃加茂市、坂祝町、可児市、こういったところで氾濫の被害がありまして、約4,600戸が浸水するという大きな被害が発生したというふうにも承っております。

本日、ご検討いただきます新丸山ダム建設事業につきましては、この昭和58年の洪水などによる被害を踏まえた既設丸山ダムの洪水調節機能の向上、流水の正常な機能の維持、

そして発電を目的といたしまして、昭和61年から建設に着手した事業でございます。その後、政権交代等に伴いまして、国土交通大臣から検証をしっかりとするという指示を整備局長宛にいただきまして、昨年の12月に検討の場を設置いたしまして、これまで3回の幹事会を開催して検討を行ってきたと聞いております。

本日のこの検討の場は、これまでの幹事会での議論を踏まえまして、平成19年11月に河川整備基本方針が策定されておりますけれども、そこで計画外力等の変更を行っております。そういったことを受けまして新丸山ダム変更計画(案)、これを点検対象として検討を進めることの確認。そして、治水、流水の正常な機能の維持について、複数の代替案について重点的にご意見をいただきたいと思いますと考えております。

本日の議論を踏まえまして、複数の対策案に関する意見や具体的な提案について、今後意見募集を行うこととしておりますので、ご承知おきいただければと考えております。

本日ご出席の皆様方におかれましては、相互の立場をよく理解していただきまして、検討内容の認識を深めていただき、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

検証は予断を持たず、慎重に取り組んでまいりますが、できるだけ速やかに対応方針をお示しできるようにしっかり取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

お忙しいところ貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございません。ぜひともご協力をいただくようお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、お配りいたしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料でございますが、まず1枚ものの議事次第、それから配席図、出席者名簿、それから規約、それから説明資料ということで資料1から資料7までございます。ご確認をいただければと思います。

もし不足等がございましたら、事務局のほうにお申しつけをいただければと思います。
よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降の進行は、中部地方整備局河川部長の田村秀夫が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 河川部長の田村でございます。私も7月15日

付で河川部長を拝命いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行させていただきたいと思います。

まず、議事の進め方でございます。議事次第に沿って進めてまいります。3番目の「検証に係る検討の進め方について」から6番目の「事業等の点検について」、まとめて事務局のほうから説明をさせていただいた後、ここで一旦ご質疑、ご意見をいただきたいと思います。

それから、7番目の「複数の治水対策案の立案について」と、8番目の「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」、これをまとめてご説明させていただきまして、ここでまたご質疑、ご意見をいただきたいと思います。

9番目に「パブリックコメントについて」の説明ということでございます。

なお、全体の説明、質疑が終わった後、最後にも質問、ご意見をいただく時間をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 検証に係る検討の進め方について

4. 木曽川流域の概要等について

5. 新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について

6. 事業等の点検について

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず最初に、議事の3から6までの内容について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、早速ですけれども、資料－1の「検証に係る検討の進め方について」というものを見ていただきたいと思います。

まず、1ページめくっていただきまして、ダム検証につきましては、その進め方、それから手法も含めて、昨年の9月に大臣の指示というのがありまして、現在、そのダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目というものに基づいて検討を実施しているところでございます。

今回の検討の場で、我々中部地方整備局、検討主体が構成員にご説明をして、ご見解をいただくというのが赤枠の波線で示している部分ということになっております。

今回の検討の場でご説明する内容は青枠で示す項目のところでございます。オ)と書

かれているところの事業等の点検、それからキ)の複数の治水対策案の検討、それからシ)の流水の正常な機能の維持対策案の検討、この3つになります。

これまでの幹事会でこういったことについて説明をさせていただいたということで、今回の検討の場では、幹事会を総括する形でこの図の青枠で示す部分について説明をさせていただくということでございます。

次に進めさせていただきます。資料－2でございます。こちらにつきましては、「木曽川流域の概要等について」ということで、資料が非常に多くなっておりますので、皆さんご存じの方も多いということもありまして、ポイントを絞りまして簡潔に説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございます。木曽川流域及び河川の概要ということでございます。

次に2ページ目でございますが、木曽川の治水についてということで、これまでの洪水等と治水の歴史についてまとめております。

3ページ目、4ページ目でございますが、先ほど冒頭の局長のご挨拶にもありましたけれども、昭和58年9月の洪水の被災状況について示しております。

5ページ目も同様に、写真も含めてご紹介させていただいているところでございます。

次に6ページ目でございます。今度は木曽川の渇水について紹介させてもらっているパワーポイントでございます。取水制限の実績ということで、平成元年以降20回も取水制限が起きているということで、渇水の生ずる頻度が非常に高い水系であるという紹介でございます。

7ページ目でございます。こちらにつきましては渇水の状態ということで、平成6年の渇水について紹介したパワーポイントということになっております。

次に8ページ目を見ていただきたいと思います。木曽川流域の特徴ということで、古くから水力発電のためのダムが沢山つくられてきているという特徴がございます。

次に9ページ目でございますが、木曽川本川というのは階段状に発電ダムが整備されてきているため、新たなダムの適地が少ないということで、既設ダムを有効活用する新丸山ダム事業が計画された経緯があるということを紹介しております。

10ページ目以降は、この木曽川水系における法定計画ということについてご紹介しているところでございます。木曽川水系におきましては、河川整備基本方針、それから河川整備基本計画というものが、基本方針のほうは平成19年、それから河川整備計画につきましては平成20年3月に作成されているという状況でございます。

11ページ目につきましては、その河川整備基本方針の目標をご紹介させていただいております。12ページのところでは、木曽川水系の河川整備計画の目標をご紹介しております。

補足ですけれども、今回、代替案を検討するに当たりましては、この河川整備計画の目標というものを一つの目標として、そのために出来る治水対策案について考えていくということで整理されているということでございます。

簡単ですけれども、ご紹介させていただきますと、真ん中のところに下線が引いてありますけれども、木曽川水系の整備計画の目標と治水の目標といたしましては、「戦後最大洪水となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標」ということで掲げられているところでございます。

13ページが今度は木曽川の整備計画の目標ですけれども、河川水の適正な利用、及び流水の正常な機能の維持に関する目標ということでご紹介させていただいているところでございます。流水の正常な機能の維持につきましては、「動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曽成戸地点において10分の1規模の渇水時に、既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給を合わせて、新丸山ダムにより40m³/sec、異常渇水時（平成6年渇水相当）には、さらに徳山ダム渇水対策容量の利用により40m³/secの流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を回復する」ということで整備計画の目標として掲げられているところでございます。

14ページは環境の関係で、ちょっと飛ばさせていただきます。15ページでございます。こちらは、新丸山ダムが実際その河川整備計画にどのように位置付けられているかということについて抜粋させていただいているところでございます。真ん中の四角囲いのところですが、「木曽川においては、犬山地点上流部において樹木伐採を行うとともに、事業中の新丸山ダムを完成させ、水位低下を図るとともに、特に下流部において堤防の強化を実施する」ということが位置づけられております。

16ページ目でございます。こちらにつきましても、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項というところで、実際に整備計画でどのように記載されているかということ、これは先ほど説明したことと同じですけれども、このような形で記載されていることをご紹介させていただいております。

17ページ目につきましては、整備計画の抜粋でございますが、割愛させていただきます。

18ページ目でございます。新丸山ダムの目的等ということで、1ページめくっていただ

きまして、新丸山ダムの目的でございます。新丸山ダムは、ご案内のとおり洪水調節、それから既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水確保、それから発電という3つの目的を持った多目的ダムとなっております。

20ページ目を見ていただきたいと思います。新丸山ダム事業の経緯ということでございますが、まず昭和61年の4月に建設事業に着手ということでございます。平成2年5月には新丸山ダム基本計画が告示されております。平成4年3月には損失補償基準の妥結調印、それから19年、20年には、先ほどご説明しました基本方針、整備計画が策定されているという経緯でございます。

21ページ目でございます。新丸山ダム事業の進捗状況についてご紹介します。事業の状況でございますけれども、用地取得がほぼ終わっておりまして、家屋移転は完了、それから付替道路につきましては約3分の1完成したところとなっております。現在は、検証が終了するまでの間、新たな段階には入らず、現在の段階を継続する必要最小限の事業ということで実施をしているという状況でございます。

以上でございます。次に資料－3に入らせていただきたいと思います。「新丸山ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について」ということでご説明いたします。

ダムの検証に当たりましては、利水参画継続の意思の確認をまず行うことになっております。開いていただきまして、今回の場合は関西電力に対して、この利水参画継続の意思の確認を行っておりまして、平成22年12月17日に、参画継続の意思があるということでご回答をいただいているところでございます。

次に進ませていただきます。資料－4「事業等の点検について」ということでご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、新丸山ダム事業等の点検についてということで、1ページ目、2ページ目、これからちょっと細かい説明をしますが、その前に概略的なまとめということでまずはご紹介させていただきたいと思います。

1ページ目の四角囲いのところでございますが、点検の趣旨というところでございます。1つ目に、今回の検証のプロセスに位置づけられている事業等の点検の一環として行っているということで、現在保有している技術の情報等の範囲の中で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切かわりなく、現在の事業計画を点検するということになっております。

また2つ目ですけれども、予断を持たずに検証を進めるという観点から、ダム事業の点

検の検討に当たりまして、さらなるコスト縮減、それから工期短縮などの期待的な要素は含まないということでございます。なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合におきまして、実際の施工に当たりましては、さらなるコスト縮減、それから工期短縮に対して最大限の努力をしていくということでございます。

まず、事業等の点検に当たりまして、1番目ですけれども、新丸山ダムにつきましてはダム基本計画の見直しというものがポイントになってまいります。河川整備基本方針の策定が平成19年に行われましたけれども、これに伴いまして、計画外力等が変更されたため、ダムの放流設備等の検討が必要になったということで、基本計画の見直しに係る検討を行っているということでございます。

2つ目ですけれども、またこれから紹介しますが、ダム設計洪水流量の見直しを行って洪水調節方式の見直し、それから予備放流方式というものを採用いたしまして、貯水池の容量配分、それからダム高を見直したということでございます。検証は、このダム計画の見直しを反映した変更計画(案)を点検対象としているということでございます。

次に2番目、総事業費の点検ということでございます。ダム事業費の精査ということで、先ほど説明しました変更計画(案)につきまして、現時点までに得られている用地調査、それから補償工事に係る設計、環境調査等の新たな情報を踏まえまして、平成22年度以降の残事業費につきまして、次の観点から算定したということです。

まず1つ目ですけれども、自然条件等に対する設計・施工計画変更等ということで、もう既に実施しているものについては契約実績を反映しております。それから、調査・設計の進展によりまして、設計精度が上がったところは反映する。それから、今後の必要額の精査ということもやっている。次に、またこれは後ほど説明しますけれども、予備放流の関係でダム高が下がるということで、事業費について検討している。特殊補償、これは発電施設に係る特殊補償についても再検討している。こういったところについて幅を持って計上しているということとか、最大値を計上しているというようなことを盛り込んでおります。

次に2ページ目でございます。2) 物価の変動、消費税の導入を反映させたということでございます。検証による中断、遅延によるコストというのも点検をしています。遅延に伴う増というものについてもしっかりと見ていくということでございます。

3番目に、事業費の次は工期の点検ということで、工期についても、基本的に検証完了から計画的に事業を進めるために、必要な予算が確保されたことを前提にしまして、工期

を想定しているということで点検を行っております。

4 番目に堆砂計画の点検、それから 5 番目に過去の洪水実績データの点検ということで、この 5 つの点検を行ってまいっております。

では、ちょっと細かくダム関係につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず 3 ページ目でございます。先ほども申し上げましたとおり、今回、変更計画(案)ということで、ダム高を下げた形で考えているという中で、予備放流方式の採用ということで検討を進めてきているということでございます。これに伴いまして、ダム高が縮小できるということでございます。予備放流というのは、あらかじめ不特定という維持流量のための容量を洪水の前に事前に放流することによって、洪水調節容量を確保して洪水調節をやっていくということですが、当然その予備放流に当たっては安全にできるかということが一つの重要な視点になってくるということでございます。

今回、予備放流方式の検討の中で、木曽川流域につきましては、まず流域面積が非常に大きい、それから洪水が到達する時間が長いというようなことから、確実な洪水の予測ができる。それから洪水が到達するまでの間にきちんと態勢が確立できて、河川利用者の安全の確保もできるということから、予備放流の安全性については、この流域では確実にできるということを確認しております。

一番下の放流した容量の早期の回復ができるかというところにつきましても、ダム地点の流量が比較的大きいということで、洪水が終わったところでまた貯め始めれば、容量の回復も容易に出来るというようなこともしっかり確認をした上で、予備放流方式の採用ということでダム高を見直したということでございます。

4 ページ目でございます。左が現計画、これにつきましてはかさ上げ高が 24.3m、右のほうは、今回の点検の対象としている変更計画(案)となっております。右のほうを見ていただきますと、上から 2 段目の水色の部分ですが、これは不特定容量と言われていた 1,500 万 m^3 あるわけですが、この部分について、あらかじめ予備放流を行うことによって、洪水調節容量というものを確保して洪水調節をやっていくということで、これを行ったことによってダム高が 4.1m 縮小出来るということでございます。これに伴いまして、現計画につきましては、総事業費が当初 1,800 億で、今後物価の変動とか消費税等を見込んで 2,350 億円というふうに事業費が上がってくるわけですが、今回のダム高の見直しを行った結果、約 1,900 億から 2,000 億円ということで、ダムの事業費を抑えることが出来たという検討結果になっております。

5 ページ目でございますが、これは予備放流のイメージということで、ちょっと飛ばさせていただきます。

6 ページ目につきましては予備放流の効果ということでございます。これは、昭和58年9月洪水に対して、仮に予備放流を行わなければ、新丸山ダムからの放流量というものが非常に増加して、今渡地点の水位が計画洪水を超えてくるということを紹介しております。

次に7 ページ目でございますが、予備放流実施時の下流の状況、8 ページ目も同じように下流の状況について紹介しております。ポイントを説明しますと、予備放流を行ったときの下流の状況について、既往の洪水を対象にシミュレーションをやってみておりますけれども、下流において、予備放流を行った後にはらん注意水位という危険な水位を超えることはないという検討結果になっておりまして、基本的には予備放流については下流の安全性も確保しながら出来るということになっております。

9 ページ目でございます。特殊補償関係ということで、ダム高の縮小に伴う特殊補償費の再検討ということでご紹介させていただきます。新丸山ダムのかさ上げに伴いまして、上流側に笠置ダムという発電ダムがあるのですけれども、この笠置ダムにもさまざまな影響が及ぼされるということで、その分の補償費というものが新丸山ダム事業につきましては計上されているわけでございます。現計画のままですと、その笠置ダムの洪水吐ゲートに水位が及びますので、そこを改良しなければいけないが、今回ダム高を下げたことによって、この洪水吐ゲートを改良する必要がなくなったということから、関西電力に対する補償の金額も縮小できることがわかったということで、それらの事業費について反映させているということでございます。

次に10ページ目でございます。用地補償関係ということで、機能補償の観点からの付替道路の再検討ということでございますけれども、まず付替道路につきましては、現在の付替道路の計画ということで、岐阜県との協定、それから水源地域計画によって定められているということで、ここに書いてあります付替道路の418号、それから大西瑞浪線、井尻八百津線というようなものが計画されています。それから、現状の道路機能を考慮して、機能補償の観点で再整理をやっているということでございます。機能確保の必要性とか、線形、勾配の見直し等によりまして、可能な限りのコスト縮減を図るということで、岐阜県等との調整を引き続き実施しているということで、今回事業費に幅を持たせて計上しているというのがポイントでございます。

11ページ目、12ページ目につきましては、それぞれ経緯、それから進捗状況、これにつ

きましては先ほども説明しましたので飛ばさせていただきます。

13ページ目でございます。A3の大きい紙も付いておりますので、そちらのほうも見ていただければと思います。これまで説明しました変更計画(案)の事業費の点検ということで、総事業費の点検、中間的な整理ということでご紹介しております。ポイントは、まず現計画事業費、一番左の下に数字が現計画の事業費で、1,800億円ということでございます。その次の数字が点検後事業費で、1,858億円～1,967億円ということで幅を持たせているのが今回の点検結果後の事業費となります。

今回、幅を持たせて計上している中間的な整理ということですが、ポイントといたしましては、測量及び試験費、用地費及び補償費、それから補償工事費という3つのところで、それぞれ増減理由のところに下線を引いてあるところが一つポイントとなっております。測量及び試験費と補償工事費につきましては同じことが書いてありまして、「付替道路において県等との調整中のため、設計費等についても幅を持って計上」。同じように補償工事のところでも、県等と調整中ということで幅を持って計上している。もう一つのポイントとしましては、用地費及び補償費のところで、その増減理由のところに下線が書いてあるところでございますが、「特殊補償において関西電力と調整中であり、想定される最大額を計上」ということで、こういった理由によりまして幅を持って計上したということで、先ほど申しました事業費の1,800億円のところの隣の1,858億円～1,967億円で幅を持った点検結果ということでお示しさせていただいているという状況でございます。

もう一つポイントとなりますのは、事業費のところで一番右下のところに3.1と書いてあるところでございますが、これにつきましては、事業検証に伴う要素ということで、工期の遅延が1年間起きたときにいくらかかるかということにつきましても点検をしております。大体3.1億円ということで算出をさせていただいていることをお示しさせていただいているということでございます。

以上が事業等の中間的な整理ということでご紹介させていただきました。

14ページ目でございますが、今度は工期の点検ということでございます。こちらも同じようにA3の大きな紙がございますので、そちらのほうを見ていただければと思います。平成2年5月の基本計画策定以降、現時点までの事業進捗状況等を踏まえて、検証完了から計画的に事業を進めるために必要な予算が確保されることを前提に工期を想定しております。基本的に工期検証の結果、事業継続となった場合の事業完了までに必要な期間は16年ということでございます。

では、次に進めさせていただきます。15ページ目、16ページ目でございますが、堆砂計画の点検ということでございます。まず15ページ目でございますが、現計画におきましては、丸山ダムの実績堆砂データ、それから新規ダム、砂防事業による土砂の流入の抑止といったものを考慮いたしまして、堆砂容量を約4,100万 m^3 に設定しております。

これが現計画の堆砂容量ということになっておりまして、16ページを見てください。今回、実績の堆砂データを平成21年まで延ばしまして、それからその砂防事業、砂利採取による抑止と見込みを想定される堆砂量というものにつきましても点検した結果、約3,800万 m^3 ということで、現計画の堆砂容量に収まるということを確認した点検結果でございます。

最後ですけれども、17ページを見ていただきたいと思います。過去の洪水実績データの点検ということでございます。こちらにつきましては、昭和31年から平成21年までの雨量、それから流量のデータにつきまして、これらのデータの中に異常値がないが、それから近傍の観測所間の雨量データの比較、上下流のピーク流量データの時系列変化等の点検を現在実施しているということでございます。こちらにつきましては、点検結果が出次第、検討の場でご紹介させていただくということで考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 ただいま議題の3から6までの説明が終わりました。特にダムの事業等の点検ということで、ダム計画見直しの案の内容等々について説明をさせていただいたところでございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【三重県副知事（江畑賢治）】 ダム事業計画の見直しについてでございますが、今回、予備放流方式を採用されるということで、これまでの幹事会でもいろいろご質問、ご意見も述べさせていただいているところでございますが、今日出していただいた資料を見ましても、予備放流をされても精度の高い洪水予測の基に放流されるということですので、下流のほうの水位の上昇はそう大くないという話も伺っております。そういう意味で、下流のほうの安全に支障がないということであれば、お話ですとコスト縮減という意味では意義が大きいというふうに聞いておりますので、その旨を流域の関係者によくご説明いただければ、こういった見直しは重要なところだというふうに思っております。

ただ、それでもまだ今の事業費ですと、総事業費の1,800億円に比べますと、まだ100億

円、200億円高いというところもございますので、先ほどのこの点検の表を見させていただきますと、例えば測量及び試験費とか、これも増の理由がよくわからない部分があるのですが、130億円余り増えているところもあったりして、先ほど冒頭にご説明がございましたように、この変更案を採用されるということであれば、さらなるコスト縮減について努力していただきたいと思っております。

それからもう一点でございますが、これはここまで考える必要はないとおっしゃるのかもしれませんが、精度の高い洪水予測ということでございますので、例えば予備放流が空振りに終わってしまうと、そうしたときに不特定容量分が回復できなかったという時の渇水時の維持流量の確保というか、そういったことについては心配ないという、そういう理解でよろしいでしょうかということが1点ご質問です。よろしくお願いいたします。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 では、その点についてお願いいたします。

【事務局】 まず1点目でございますけれども、今回の予備放流を採用した案、理由につきましては、意義が大きいというようなご発言をいただきました。本日の検討の場におきまして、予備放流を採用した変更計画(案)について、構成員の皆さんにご理解がいただければ、この変更計画(案)を点検対象といたしまして、検証に係る検討を進めていきたいというふうに我々としては思っております。

2点目ですけれども、さらなるコスト縮減というご指摘かと思いますが、我々としても、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合になったとしても、実際の施工にあたりましては、さらなるコスト縮減、それから工期の短縮について最大限の努力をするということで考えているところでございます。

それから、3点目の予備放流の水位が回復しなかった場合ということでございますけれども、予備放流を行った不特定容量を確実に回復する必要というのは当然あるのですけれども、我々は昭和31年から平成17年の50年の実績洪水において、予備放流を実施することになる53洪水について、容量の回復状況というものを確認しました。やはり流域面積の非常に大きい新丸山ダムにつきまして、容量を回復する洪水の低減期の流量も比較的大きいということでございまして、予備放流を実施する過去50年間の実績53洪水につきまして、最長でも大体1日くらいで回復する結果というものを得ておりますので、そこにつきましては、水位の回復ということについては大丈夫かというふうに我々としては考えているところでございます。

【岐阜県副知事（渕上俊則）】 検証作業を大変多角的にご努力いただきまして、初めに

そのことについて感謝申し上げたいと思います。

私のほうから2点申し上げたいと思うのですが、冒頭の局長さんのご挨拶にもありましたように、昭和58年の過去最大の水害に対応すべく実施される事業でございますので、やはり県民の安全を守る観点から、この事業はできるだけ早く検証を終えていただいて、事業実施に移していただきたいということでございます。

それから2点目ですけれども、基本的に事業費を圧縮するために予備放流方式ということと科学的知見に基づいて行われるということでございますので、その結果、事業費の圧縮に繋がるということは大変効果的だとは思いますが、冒頭の局長さんのご挨拶にもありましたように、最近の雨は非常に予測不可能で、かつ大量にピンポイント的に降る雨が多いので、運用に当たりましては、そういうかつて無いようなこともデータの的に加えて、きめ細かな運用をお願いしたいと思います。

以上です。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 いまの点についてお願いいたします。

【事務局】 まず1点目でございますけれども、基本的には我々としましては、予断を持たずに検証を進めているという状況でございます。ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づきまして、できるだけ速やかに対応方針（案）を取りまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目ですけれども、確実な運用ということでございますが、ご指摘のとおり、基本的には我々としては、既往の洪水につきまして、予備放流方式において安全を確保できるということを確認しておりますけれども、今後そういったデータの追加等々、今後の運用に当たりましては、そういったことの万全を期して検討を行っていただかなければいけないと考えているところでございまして、引き続きやっていきたいと思っております。

【恵那市市長（可知義明）】 このたびの点検については精力的にやっていただきましてありがとうございます。

私がお尋ねしたいのは、資料－4の1ページ、1)の下から2つ目のところの「付替道路については、関係機関との協議中であるため幅を持って計上」、もう一つは「特殊補償については、関係機関との協議中であるため最大額を計上」とあります。資料を見ますと、99億円の付替道路については幅があるということでございます。どういうことでその幅があるのかということが知りたいということと、同じ「関係機関との協議中であるため」と言いながら、一方では最大限を計上し、一方では幅を持って計上するというのがちょ

っと私にはわかりませんので、その辺の説明をお願いいたします。

【事務局】 まず1点目でございますけれども、新丸山ダム建設に伴います付替道路の検討ですけれども、こちらにつきましては機能補償の観点からコスト縮減等をできるところについては縮減をした部分を最小値として考えまして、それで幅を持って示させていただいているということでございます。

関電の方の特殊補償につきましては、現在、実際の補償額について最大値、ここまでは必要だというようなことを関電さんと調整を行っている中で示させてもらってはおりますけれども、さらに補償額についてもう少し縮減できる部分があるのではないかとということで、いま関電さんと調整している部分がございますので、今回は最大値というところで示させていただいているという経緯でございます。

【恵那市市長（可知義明）】 そうしますと、同じように付替道路についてもやはり最大幅で計上していただいたほうが、この1,900億円から2,000億円の差がついている、何がそうなるかということに焦点が当たってきますから、ぜひそういう形でどちらも最大限の幅を持っていただくということが私はいいと思いますので、ぜひそうしていただきたい。

【事務局】 今回の対策案自体、今後複数の対策案を比較するという中では、基本的に今回の最大値、幅の最上値のほうをダム計画の案ということで比較をやっていくということにしているところでございますので、基本的には今後の流れの中ではそのような扱いをさせていただくということで考えているところです。

ただ、この道路の関係につきましては、検討の場から議論を切り離して、別途引き続き調整をさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

【事務局】 ちょっと補足をさせていただきますが、関電の方のこの補償については、私どもと関電さんのほうで最大の補償額というのはこれぐらいだろうというイメージはある程度つき合わせが出来ているのですが、そこからどれだけコストを縮減出来るかというのはまだはっきりしないところがあって、最大値にさせていただいております。

この道路につきましては、資料－4の10ページのところにもございますように、機能補償という観点で少し整理をさせていただいた場合に、その最大値と最小値というのは我々の方でもある程度把握ができるものですから、こういう書き方をさせていただいているということでご理解をいただきたいところでございます。

【岐阜県副知事（渕上俊則）】　さまざまな観点で事業費を圧縮するというご努力は十分理解できるものでございますけれども、この新丸山ダムの関係でも49戸の方が移転をされている、そういう事業を実施する地元とすると大変痛みを感じながらご協力しているということなので、地元の極めて期待感の高い事業につきましては、一方で事業費の圧縮要請はあるのでしょうかけれども、その期待感あるいは信頼感も大切にしながら、先ほどの別途の場で検討されるのは結構だと思うのですけれども、その点も十分ご配慮いただければと思います。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】　ただいまの観点につきましては、検討の場とは別に、また関係する方々との調整は進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【八百津町町長（赤塚新吾）】　新丸山ダムが今回計画されております地元の八百津町ということで、御嵩町さんがおられませんので、2町の代表ということでお願いしたいと思っております。

私も実は先祖代々木曽川のほとりに住んでおりまして、もう500年近く木曽川のほとりに居を構えておりまして、度々洪水等に遭ったわけですがけれども、それは今までの事例ではそれほどの大きな水害にはならなかったのですけれども、先ほどの説明のように昭和58年の9月28日には思いもかけぬ大水害がございました。美濃加茂市さんのあたりは非常に大きな災害がありましたけれども、八百津町にとりましても木曽川のあたりにずっと家がありまして、そちらにも大きな被害が生じたところでございます。

特に考えますと、この新丸山ダム、いわゆる丸山ダムの流域面積、先ほどから説明がありましたけれども、多分日本一に近いような流域面積だというふうに伺っております。したがって、いま新潟とか福島の方でも予想以上の雨が降ってきているということで、あれはたしか7年前に大洪水が起きたと聞いておりますけれども、その予想をはるかに超えるということでもありますので、そういったことも一つ何かの要素に加えないといけないかなということも思っております。

特に河川局などは前に「大水害は大体30年に一遍来る」と言われましたけれども、昭和58年からまいりますと来年ぐらいが30年になりますので、まさしくですがけれども、大水害というものは近々起きるんじゃないだろうかということを私どもは危惧しているところであります。

したがって、先ほどご説明がありましたように、49戸の家屋移転、渕上副知事さん

に言っていただきましたけれども、49戸が同意の上で移転するということもなかなか大変な作業でございました。最後の2軒につきましては、私自身が乗り出して、補償額等も含めてそこにちょっと入り込ませていただきましたけれども、最終的に49戸の移転、ただし、八百津町に残っているのは本当に少ないわけでありまして、大体は近隣の市町のほうに行かれるということで、町にとっても非常にマイナスになったということもこの家屋移転であるわけでございます。

しかも、先ほどの説明で、工事が遅延することによりまして3.1億円ほどのお金がかかるということもお話になったわけですので、工期の点検では検証後16年ということになっております。16年間かかるということですので、それを思うと約50億円近いお金が遅延によって生じるのではなかろうかということで、大変予算面も厳しいわけですが、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、用地買収につきましても、100%までは行っておりませんが、ほぼ100%に近い、それだけの用地買収も国の方において進めていただいておりますので、地元としてはまさしくですが、49戸の移転者も含め、八百津町地内の各地区、全く反対者がいないということ、これが一つの事業を推進する上で一番大きな要素だと思っております。したがって、私ども地元としても反対もしない、協力できるものは協力する。ただし、ちょっと目を開いてほしいところは目を開いてほしいなという点はございますけれども、ぜひとも一日も早くこの委員会のほうで結論を出していただいて、国のほうに提出していただき、工事の再開を望むものであります。

また現在は、生活再建の工事しかダメだとお国の方が言われますので、このぐらいいいんじゃないかなと思うことがちょこちょこあるんですけれども、それもこの工事は生活再建から一步踏み出ているということでなかなか厳しいわけですが、なるべく生活再建という事業についても幅広くとっていただきながら、工事の再開を含めてお願ひをするということでまず発言をさせていただきますので、お願ひいたします。

【恵那市市長（可知義明）】 重ねて申し上げますけれども、私ども上流域の代表でありますが、やはり上流域の立場として、この道路関係も含めてぜひ実施をしていただきたい。先ほど部長さんからお話をいただいてありがたく思っておりますけれども、常にそういう観点で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、いまさまざまな観点からのご意見をいただきましたが、とりあえず点検対象といたしまして、ご説明させていただきました予備放流方式を採用した変更計画(案)を点検対象といたしまして、検証に係る検討を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そういった形で進めさせていただきます。

7. 複数の治水対策案の立案について

8. 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 それでは続きまして、議題の7番「複数の治水対策案の立案について」と、8番「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 資料－5「複数の治水対策案の立案について」というところの資料を見ていただきたいと思います。

まず1ページめくっていただきますと、木曽川における治水対策の現状ということで、これは先ほども軽く触れましたけれども、戦後最大規模の昭和58年9月の洪水を踏まえまして河川整備が進められてきたところでありますけれども、いまだ整備途上であるということを紹介しております。

次に2ページ目でございます。河川整備計画についてご説明いたします。先ほども触れましたように、河川整備計画の治水の目標といたしましては、戦後最大規模の昭和58年9月の洪水が再来した場合に、計画洪水以下で安全に流下させることを目標としております。対象期間といたしましては、20年から概ね30年間ということでございます。主な整備の内容といたしましては、まず新丸山ダムの建設、それから樹木伐採による水位低下の対策、あと堤防整備、浸透対策などの堤防強化というものが盛り込まれているところでございます。

続きまして3ページ目でございます。木曽川の河道特性と治水上の課題ということでございます。ここに写真で示しておりますように、木曽川につきましては上流部から下流部にかけて河道特性というものが大きく異なっている河川となっております。上流部につきましては、名勝木曽川の溪谷美が連続する掘り込み河道ということでございます。中流にいきますと、北派川、南派川というものがあまして、広大な砂礫河原が広がっています。下流部につきましては、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯という特徴を持っ

た河川であるということを紹介しております。

次に4ページ目でございます。こちらにつきましてはA3の大きな紙がございますので、そちらもご参照になっていただければと思います。これから新丸山ダムに代わります治水対策案というものを今後検討していくところですが、基本的には河川整備計画と同程度の目標を達成することを基本として考えていくということでございまして、再評価実施要領細目というもので示されましたこの表の26方策の中から、木曽川に適用可能な方策を組み合わせるということで検討を進めてきております。

この表を見ていただきますと、26の方策の概要、それから木曽川流域への適用性というものについてまとめたものでございますけれども、青色の部分が河川を中心とした対策、それからオレンジ色のところが流域を中心とした対策ということで、こういった対策につきまして方策を組み合わせるということでございます。

色を付けていない方策につきましては、基本的には調査・研究段階、それから木曽川流域に該当する地形条件等がないということで、今回組み合わせからは外しているというものでございます。

続きまして5ページ目を見ていただきたいと思います。こちらでもA3の大きな紙がございますので、そちらを見ていただければと思います。新丸山ダムの治水対策案の考え方ということでございます。まず基本の項目といたしましては、河川整備計画というところで位置づけられている樹木伐採と堤防強化につきましては、基本的にすべての案に組み合わせるということで考えております。

まず、上の四角の(1)、(2)と書いてあるところでございます。先ほどの26方策のうち、河川を中心といたしました7つの方策につきまして、単独でできるもの、それから複合案の中で最も安い案というものについて検討をしているということでございます。調節池と樹木伐採につきましては単独では成立しないということで、この数字が①～⑤まで振っておりますけれども、①～⑤との組み合わせというものを検討いたしまして、全体で最も安い河道掘削とを組み合わせるということでやっております。

検討の結果、⑦と数字を振っているところの河道掘削＋樹木伐採というものが最も安い対策案ということになりまして、これを一つの基本パターンと考えて案を組んでおります。

次に(3)のところでございます。さらに、先ほどの(1)と(2)で検討いたしました最も安い案でございます河道掘削＋樹木伐採という案ですが、こちらにつきまして機械的に木曽川流域に適用可能な、先ほどの河川を中心とした方策を組み合わせるということで

検討しております。

ここで、(1)、(2)で組み合わせました河道掘削とか樹木伐採について実現性とか地域社会への影響、コスト以外で評価すべき要因があるということで、他の対策案として立案しているということでございます。

一番下の(4)でございますけれども、これまでは河川を中心とした案ということで考えてきましたが、もう一つの流域を中心とした対策といったものとも組み合わせることが必要ということで、雨水貯留・浸透、それから水田の保全というこの2つの案を検討したということでございます。その結果として、全部で18案の対策案を立案したという経緯でございます。

次の6ページ目、これもA3で大きい紙を付けさせてもらっておりますけれども、この18案につきまして、それぞれどういったメニューが組み込まれているのか、それから完成までに要する費用、工期、そういったものについて一覧で整理した表がこちらになっております。

また、治水対策案の組み合わせということでございますが、施設管理者とか、利水関係者、用地買収にかかる関係者等との事前協議や調整というものはやっていないという前提でこういう整理になっているということでございます。

7ページ目以降でございますが、こちらはそれぞれの対策案につきまして個表で詳しくまとめたものでございますので、こちらにつきましては割愛させていただきたいと思っております。

26ページを見ていただきたいのですけれども、評価軸と評価の考え方ということで、こちらでもA3の大きな紙がございますけれども、こちらにつきましては、中間取りまとめで考え方が示された中で、こういった治水対策案についてどういった観点から評価を行っていくのかということを整理したのがこの表になります。

ただいまご説明をした複数の治水対策案につきまして、ここに書いてありますように、まず1つ目に安全度、それからコスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響という、この7つの項目につきまして、今後複数の対策案について評価をしていくということで考えているところでございます。

次の27ページ目でございます。概略評価による治水対策案の抽出の考え方ということでございます。こちらに書かれておりますとおり、治水対策案が多い場合につきましては、評価軸による概略評価ということで治水対策案の棄却ですとか代表化を行って、2～5案

程度に抽出して、さらにそれを細かく評価していくというステップを踏んでいくという形になっていくということでございます。

ちょっと戻らせていただきまして、時間もありますものですから、個別の治水対策案について、ポイントを絞ってご紹介させていただきたいと思います。

戻っていただいて7ページ目でございます。これが現計画ということでございまして、先ほどお伝えしたとおり、新丸山ダムの建設、それから犬山地点上流部の樹木伐採、これによりまして水位低下を図るということでございます。完成までに要する費用は1,300億円、それから工期は約30年となっているところでございます。

次に8ページ目を説明させていただきます。治水対策案1といたしまして、ダムの有効活用ということでございます。丸山ダムと既設6ダムの利水容量の買い上げ、それからかさ上げによりまして、新丸山ダムと同様の洪水調節容量を確保して、河道のピーク流量を低減するというところでございます。完成までに要する費用並びに工期については、施設管理者等との調整を伴うために不確定という整理をしております。

9ページ目でございます。治水対策案2、放水路でございます。放水路を設置することで、洪水の一部を分流して本川のピーク流量を低減させるという案でございます。放水路につきましては、流下能力が不足する区間を整備する、それから市街地への影響を極力軽減するため、山間部を含めてトンネル方式ということで考えております。完成までに要する費用は1兆7,000億円ということでございまして、工期は約90年ということでございます。

治水対策案3、河道掘削でございます。これは、河道掘削を全川に亘って行うということで考えている河道掘削案ということでございまして、完成までに要する費用は約1,600億円、工期は約50年ということでございます。

治水対策案4、引堤の案ということでございます。堤防を居住地側に移しまして、河道内に水が流れる断面積を増大させる、そして所要の水位低下を図るということでございます。これにつきましては、完成までに要する費用が3,800億円、工期は用地買収を伴うため不確定ということです。基本的に引堤というものは橋梁の3橋の架け替えということで、1,300軒の家屋及び店舗の移転が必要になるということでもあります。

次に治水対策案5、堤防のかさ上げでございます。堤防をかさ上げすることによりまして、所要の流量を流下させるということでございます。これも橋梁の架け替え等、それから堤防のかさ上げに伴うものとして、約550軒の家屋、店舗の移転が必要になってきまし

て、費用としましては7,900億円、工期は不確定ということでもあります。

治水対策案6、調節池＋河道掘削という組み合わせでございます。三派川地区に調整池を設置して水位低下効果を図るという案になっておりまして、こちらにつきましては、費用は2,000億円、工期は50年かかるということになっております。

治水対策案7、河道掘削＋樹木伐採ということでございます。これは、河道掘削及び樹木伐採を行って、河道内に水が流れる断面を増やすというものでございます。こちらにつきましては、名勝木曽川とか、日本ラインの溪谷美を形成する岩の部分の岩盤を掘削する案ということになっているところでございます。完成までに要する費用は1,500億円、工期は40年ということでございます。

治水対策案8、引堤と河道掘削を組み合わせた案ということでございます。こちらにつきましては完成までに要する費用が3,700億円、工期は不確定という案になっております。

次に治水対策案9、引堤と樹木伐採を組み合わせた案でございます。堤防を居住地側に移設する、それから樹木伐採で水の流れる断面積を増大させて所要の水位低下を図るというものになっております。完成までに要する費用は1,600億円、工期は用地買収を伴うため不確定となっております。

治水対策案10、堤防のかさ上げ＋河道掘削ということでございます。堤防のかさ上げと河道掘削を組み合わせることによって所要の流量を流下させていくという案になっておりまして、費用は6,900億円、それから工期は用地買収を伴うため不確定ということになっております。

治水対策案11、堤防かさ上げ＋樹木伐採、こちらにつきましても、堤防をかさ上げして、樹木の伐採を行うことによって所要の流量を流していくという案になっていまして、費用は2,500億円、工期は用地買収を伴うため不確定という案になっております。

治水対策案12、こちらにつきましては、ダムの有効活用＋河道掘削＋樹木伐採という案になっております。丸山ダムの発電容量の買い上げによる洪水調整容量を確保、それから河道のピーク流量を低減させるということ、それから河道掘削と樹木伐採で河道内に水が流れる断面積を増やして所要の水位低下を図るという案になっております。費用、工期ともに不確定という整理でございます。

治水対策案13、ダムの有効活用＋河道掘削という案でございます。完成までに要する費用は5,100億円、工期、事業費ともに不確定でございます。

治水対策案14、調整池と河道掘削と樹木伐採を組み合わせる案ということでございます。

三派川地区に調整池を造るということと、河道掘削、樹木伐採を行っていくという案でございます。完成までに要する費用は1,900億円、工期は40年ということでございます。

治水対策案15、放水路と樹木伐採を組み合わせた案となっております。完成までに要する費用は7,300億円、工期は80年ということでございます。

治水対策案16、狭窄部の放水路と河道掘削と樹木伐採を組み合わせた案となっております。狭窄部となっております鶴沼城址にトンネル方式の放水路を設置しまして、洪水の一部を分流して本川のピーク流量を低減させるということで水位低下を図るということと、河道掘削と樹木伐採を行いまして水の流れる断面積を増やすという案となっております。費用は2,600億円で、工期は40年ということでございます。

治水対策案の17案と18案につきましては、河道掘削と樹木伐採につきまして、流域対策であります雨水貯留施設、雨水浸透施設、それから水田の保全というものを組み合わせた案となっております。対策案17につきましては2,600億円、工期は不確定。対策案18につきましては3,200億円ということと、工期については不確定ということで整理をしているところでございます。

以上でございます。

【事務局】 続きまして、資料－6「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」をご説明させていただきます。

資料－6の1ページをご覧ください。対策案の検討の基本的な考え方でございますが、河川整備計画の目標、「木曽成戸地点において、10分の1規模の渇水時に既設阿木川ダム及び味噌川ダムの不特定補給と合わせて、新丸山ダムにより毎秒40m³/sec、異常渇水の時には更に徳山ダム渇水対策容量の利用により40m³/secの流量を確保するとともに、水利用の合理化を促進し、維持流量の一部を確保する」としております。実施要領細目で示されました利水代替案の13方策を参考にいたしまして、木曽川に適用可能な方策を単独もしくは組み合わせて、河川整備計画と同程度の目標を達成することを基本として検討しております。

2ページをごらんください。別紙A3版を準備しておりますので、よろしければご覧ください。最後から3枚目になります。流水の正常な機能の維持に対する対策案の13方策の概要と木曽川流域への適用性について示したものでございます。水色及び橙色の方策は、今回の検討において採用した方策でございます。ピンク色の方策は、効果を定量的に見込むことが困難であります、全てに加えている方策を示しております。

3 ページをご覧ください。こちらにも別紙 A 3 版を準備しておりますので、こちらをご覧ください。流水の正常な機能の維持対策案選定の一覧表、及び完成までに要する費用、工費を示してございます。

4 ページ以降で変更計画(案)及び対策案の13方策について、各方策ごとに対策案の内容や課題、完成までに要する費用、工期などの概略についてご説明させていただきます。

ダム使用权の振替につきましては、単独では目標を達成できないために、単独案で有利なダム再開発のかさ上げと組み合わせた案を立案してございます。こちらの表で言いますと、一番右端の8番、9番になります。

4 ページをご覧ください。新丸山ダムの変更計画(案)といたしまして、中間的な整理を行った点検後事業費をもとに、完成までに要する費用は約600億円となっております、工期は16年となっております。

5 ページをご覧ください。対策案1の河道外貯留施設として、地形的に設置が可能な木曽川中流部を前提として検討しております。必要となる新規容量は、新丸山ダムが不特定容量として確保しております1,500万 m^3 とし、その完成までに要する費用は約1,900億円、工期は用地買収を伴うために不確定となっております。

6 ページをご覧ください。対策案2のダム再開発として、木曽川の既存ダムを対象として検討し、大井ダム、笠置ダム、秋神ダムをかさ上げして、必要容量を確保することとしました。完成までに要する費用は約1,600億円、工期は施設管理者等と調整を行うために不確定となっております。

7 ページをご覧ください。対策案3の他用途ダム容量の買い上げとして、木曽川上流に設置されております発電ダムの容量を買い上げることで必要量を確保する案でございます。発電容量の買い上げにより、発電供給が行われている中部地域や関西地域への影響が生ずる恐れがあります。また、発電の放流量が低下することによりまして、渇水時に下流の河川流量の減少等の既得水利への影響等が生ずる場合が考えられます。完成までに要する費用及び工期は、施設管理者との調整を伴うために不確定となっております。

8 ページをご覧ください。対策案4の水系間導水といたしまして、矢作川より新規に導水を実施することにより必要量を確保する案でございます。なお、矢作川におきましても20年間で11回の取水制限が実施されております。完成までに要する費用及び工期は、関係者調整を伴うために不確定となっております。

9 ページをご覧ください。対策案5の地下水取水といたしまして、井戸の新設等により必

要量を確保する案です。なお、濃尾平野は過剰な地下水のくみ上げによりまして広域な地盤沈下を発生させており、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱による地下水揚水規制を行っております。揚水量の抑制を図ってまいります。完成までに要する費用及び工期は、関係者調整を伴うために不確定となっております。

10ページをご覧ください。対策案6のため池として、既存の平均的な規模のため池を必要相当数新設することで必要量を確保する案でございます。新丸山ダムが不特定容量として確保している1,500万 m^3 と同程度の容量を確保するためには、既存の平均的なため池が約1,700カ所必要となります。完成までに要する費用は約1,700億円、工期は関係者調整を伴うために不確定となっております。

11ページをご覧ください。対策案7の海水淡水化として、九州の「海の中道淡水センター」を参考に施設の設置を検討したものでございます。その完成までに要する費用は約7,000億円、工期は用地買収を伴うために不確定となっております。

12ページをご覧ください。対策案8の既得水利の合理化・転用といたしまして、表にお示ししました水利権が検討の対象となりますが、完成までに要する費用及び工期は、関係者調整を伴うために不確定となっております。

13ページの対策案9、ダム使用権等の振替とダム再開発を組み合わせた案でございます。ダム使用権については、既設の水資源開発施設全体で見ると、水利権量に対して安定供給可能量は毎秒1.66 m^3/sec を上回っております。こちらが振替の検討対象となります。なお、近年最大渇水の平成6年に対しましては、供給可能量は毎秒約22.1 m^3/sec となりまして、この部分が不足しております。ダム使用権等の振替だけで不足する分をダムかさ上げで確保してまいります。完成までに要する費用及び工期は、関係者及び施設管理者との調整を伴うために不確定となっております。

14ページから17ページの水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用は、効果を定量的に見込むことが困難でございますが、現在でも取り組まれている方策でありまして、全ての対策案に組み合わせることとしていることから、代替案の一部として資料を添付させていただいております。説明につきましては割愛させていただきます。

最後に18ページをご覧ください。大判がございましたので、そちらを参考にしてください。これまでご説明させていただきました対策案について、本検討の場でのご意見、ご見解、また今後行いますパブリックコメントによるご提案、ご意見をお伺いいたしまして、その後検討を行いまして、今後河川や流域の特性に応じて評価していくこととなります。

この表は、新規利水の観点からの例でございますが、利水対策案を目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響、このような評価軸で評価してまいります。流水の正常な機能の維持につきましては、具体的な評価軸は示されておりませんが、この評価軸や考え方を参考にいたしまして評価していくこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 ただいまダム事業の検証に係る検討の中で、河川整備計画の目標を達成するためにどういう代替案が考えられるかということについて、治水と流水の正常な機能の維持についてご説明をいただきました。ただいま説明した内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【愛知県副知事（片桐正博）】 災害について、今回の東日本の大震災のことを思いますと、我々今回の教訓として、常識的な想定範囲であったものがはるかに超えたという意味で、やはりあらゆることを考えなくちゃならないということが一つの教訓かと思います。

そういう意味で、今回のこの新丸山ダムについても、昭和58年の大水害を前提に、それと同等の水害を防ぐという前提でスタートしていただいておりますが、本当は本来からいけば、それで十分なのかという議論もあるかと思うんですけれども、それを言い出しますと限界がありませんので、今回は昭和58年の水害を前提にということの議論で進めていくことについては承知をしておりますけれども、やはり下流域の愛知県という立場でいきますと、尾張西部あるいは海部地域は非常に海面下よりも低いような土地の地域でございますので、一旦木曾川に万一のことがあれば、非常に大きな災害に見舞われることは確実で、大きな損失が生じ得ると思います。そういう意味では、やはり治水安全度を少しでも高めていただくということが重要かと思います。

今回、いまの議論の中でもいろいろな代替案をお示しいただきましたけれども、お伺いしていますと、中には工期だとか費用の点で算定不能といいますか、不確定というようなものも随分多くありましたが、そういったものは早く捨てて、絞り込んだ上で早く議論をしていただくことが大事かと思います。

先ほどの前段の話でも、1年遅れると3億円というコストアップにつながるというお話もございましたので、ぜひできるだけ早く結論を出していただいて、事業を再開していただけるようなご努力をお願いしたいと思いますし、コストについても先ほどの前段の議論でございますが、これはできる限りの縮減に向けたご努力をいただけると伺っておりますので、そちらのほうはそれでよろしく願いをしまいたいと思います。

以上でございます。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 いまの点、いいですか。

【事務局】 回答させていただきます。

先ほど目標となる洪水というようなご指摘かと思いますが、こちらにつきましてはA3の大きい紙の評価軸と評価の考え方のペーパーを見てください。こちらに今後対策案を評価していく中で安全度という評価軸がございます。その中の評価の考え方の一つの項目といたしまして、目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態になるかということも、今後対策案等を検討していく中で、評価をしていく中での重要な要素ということで挙げられているところもありますので、いただいたご指摘を踏まえて、今後評価をしていく際にはそういったご意見をご参考にして評価をしていきたいと我々としては思っているところでございます。

【三重県副知事（江畑賢治）】 いまの愛知県さんのご意見と関連するわけでございますが、今回お示しいただいた治水対策案を見ますと、その多くが例えば河道の掘削とか、引堤とか、堤防のかさ上げ、そういう対策でございます。三重県は一番最下流にあるわけでございますので、この代替案のほとんどが上流あるいは下流の河川断面を拡大するという案でございますので、結果的には下流は流量が増えてくるという結果になるわけでございますので、そういう意味では、逆に下流にとっては治水安全度が低くなるような案になっているのではないかとということも危惧しております。

今後こういう評価を進めていただくわけでございますが、今後4つとか5つに絞り込むというようなお話もございましたが、そういう際にはこの治水対策案、この代替案が下流にどういう影響を与えるのかどうかということも、具体的な数字で出していけるかどうかは別にしまして、そういうことも十分勘案して絞り込みをしていただければというふうに思っております。

それからもう一点は、流水の正常な機能の維持についての対策案でございますが、これも改めて言うまでもありませんが、地下水案の中にも問題提起もされておりましたけれども、私どもの特に今日来ております桑名市におきましては、かなり地盤沈下といたしますか、そういう弊害も出てまいりますので、この地下水の採取の代替案というのは、そういう現状といたしますか、そういう地域の状況もよく勘案された上で、絞り込む中では対応していただきたいと思っております。

以上でございます。

【事務局】 まず1点目の治水の安全度の話ですけれども、こちらにつきましては先ほどと同じような説明になって申しわけないですが、評価軸として安全度というのが示されている中で、評価の考え方の一つということで、どの範囲でどのような効果が確保されているのか、上下流とか、それから支川等における効果というものについて評価をしていきます。こういった視点を、いただいたご意見を参考にしながら対策案の評価を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の地下水の採取の話でございますが、こちらにつきましては、濃尾平野につきましては、地下水のくみ上げ規制を行って地盤沈下に対する取り組みを行ってきたということは、対策案の説明資料にも記載させていただいたとおりでありまして、十分承知をしているところでございます。

いただいたご意見につきましては、対策案の実現性とか、地域社会への影響、環境への影響を評価するといったときに参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【一宮市副市長（山口善司）】 治水あるいは流水のダムに代わるいろいろな対策案というものが示されているわけですが、やはり災害というのはいつ起きるかわからない。事業の効果を上げるためには、コストは当然であります。やはり工期という面も非常に大きな要素を占めていると思います。したがって、これから検討を進める場においては、やはりその2点を中心に、先ほど片桐副知事もおっしゃいましたけれども、工期が不明というようなものは下げて検討をしていただきたいということ。

もう一点は、この評価軸の関係、評価軸と評価の考え方の中で、洪水、利水ともにいま言ったような話の中で、ここでコストというのがありますけれども、工期という観点がこの中に入っていない、そういう形でその工期もやはり評価軸の中に入れたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、そのあたりいかがなものか、お伺いをしたいと思います。

【事務局】 コスト、工期が非常に重要ということでご指摘をいただいたと思いますが、それにつきましては、いただいたご意見を対策案の評価の実際の参考にさせていただくということでございます。

もう一点、その工期は評価軸の中のどこで見るのかということだと思いますが、我々としては、いまのところ実現性といったところで工期についても評価を盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

【美濃加茂市副市長（海老和允）】 私どもはダムのすぐ下流の市ですけれども、かさ上げ案、それから引堤案、組み合わせもあるのでしょうかけれども、これについては、私どもは中山道の太田宿という歴史的な街でもあるものですから、その街並みに大きく影響して、美濃加茂市といえば中山道太田宿ということが言えなくなっていくてしまう。市そのものの存在がなくなってしまうという意識もあるものですから、そういうことを十分配慮したかさ上げとか引堤案、特にかさ上げは今でも私ども昭和58年9月災害でかさ上げされていますけれども、川との直接の高さというのは10メートル以上あるわけです。それがもっと高くなりますと川へ行くということがもうなくなってしまう。川との関わり合いがなくなるということではちょっと私どもとしては賛成できないという気がします。

それから、河道掘削につきましても、特に鵜沼から上流ですので、ここは飛騨木曾川国定公園があるわけですから、この名勝を全部掘削してしまう。そういう気持ちになれるのかどうかということが我々としては非常に、いろいろ検討はされたのでしょうかけれども、そういう認識、自然とか歴史に対する意識をもう少し加味していただきたいというふうに思っています。

それから、私どもは何度も洪水を受けていまして、その歴史的資料が無い太田宿なんですけれども、それがないようにするためにはとにかく一日も早く解決してほしいというようなことで、もう新丸山ダムのことでエネルギーをかけていますけれども、さらに別のアイデアでかけるというのは非常にエネルギー、市民の方に説明責任が要るのではないかと考えていますので、そういう点を十分配慮していただきたいと思っております。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 ほかにございますでしょうか。

【桑名市都市整備部次長（水谷信昭）】 いま三重県の副知事が申されたように、桑名市は最下流域にありまして、内水排除は下水道の排水機が9機、それと国交省で設けられています激特の排水機場が2機ということで、全部で11機場により内水を排除しているところです。

少し話がバラバラになるのですが、この治水対策の18のところ、雨水の貯留施設であるとか、浸透であるとか、水田の保全をどうしていったらいいかというところは、下流部にとりましてはかなり興味のある話になります。ですから、こういったことを農林関係と建設関係が具体的にうまく調和のとれた形で進めることが適当であるとは考えているのですが、桑名のほうではそういったことはうまくいっていないという現状があります。詳しくは申しませんが、そういったことが重要であるということは考えております。

あと、どうしても下流部で河川の水位が高くなって、本来、自然放流が可能な河川からの放流が中断されてしまうようなケースも考えられて、国交省さんのほうで臨時的な可搬式のポンプを備えて排水をしようではないかと、具体的にそういった準備もなされていて、これも大変助かる方法だと考えております。

もう一つ、国交省の管轄の排水機場ですけれども、やはり最初に建設された目的が激特であるというところから、運転水位はどうしたらいいかということで、通常の雨に対する内水排除の水位については下水道のほうでやってください。ある一定の高さに来たときにそれを使うんだというような２段式の形になっているわけです。全体的な治水対策、ダムから始まって下流域の治水対策まで考えたとき、調整を国と市、また県も入っていただいてしっかりやっていきたいと思っております。

最後になりますが、いろいろなプランを出していただきまして、その中でやはり実現性の高いものを選択していただいて、当然、コストの縮減であるとか、工期をどうするんだということも重要な要素ではありますが、早く進めていただいてということで、こういったお願いもしながら一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】　ほかにもお願いいたします。

【恵那市市長（可知義明）】　私の街は、木曽川と庄内川と矢作川の３つの水系がありまして、大きなダムが８つあるんです。私は、評価というのはダムの評価をして欲しいと思うんです。というのは、ダムがあることによって、その治水についても、治水対策についてもすごく効果がある。

例えば阿木川ダムという多目的ダムがあります。市街地から直線にして３キロぐらいのところにあるわけですが、平成１７年の治水のときに市民がこういうことを言ったんです。阿木川ダムで放流していますから、水がとうとうと街の中を流れるんですね。「節水をしているのになぜこの川にこんなにたくさん水が流れてくるんだ」。市の上水道も使っていますので、「我々の使う水ぐらい残せよ」といって、私に話がきたんです。

そのときに、上流域で時間雨量８０ミリぐらいの雨が２回降ったんです。そうしたら２日間で阿木川ダムが満水になったわけです。そのときに私が思ったことは、阿木川が治水してもうこれからいよいよ水が無くなるなと思ったときに、みごと満水になった。私どもの節水はもうここでストップしたんですけれども、ダムがあつてこそ、あれがもしなかったらすぐ流れてしまつて何も保水ができなかったんですけれども、ダムがあることによってわずか２日間で満水になったということはすばらしいことだと思います。

ですから、私は市民にこれは阿木川ダムのおかげということだと言っておりますけれども、そういう評価をしっかりと欲しいと思うんです。決してダムがムダになるとか、あるいは弊害があるとかということはないと思いますので、特に今申し上げた保水、あるいは治水についても、そういう評価は大変大きいということをぜひこの辺に加えていただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 ほかにございますでしょうか。

【八百津町町長（赤塚新吾）】 いろいろな代替案、治水、利水、また流水の正常な機能の維持について出しましたが、一つはこの中で、丸山ダムの代替案のために大井や笠置や秋神ダムのかさ上げをする。丸山ダムのかさ上げをしないために他のダムのかさ上げをするなんていうのは、まず理論的にも含めて全く意味がないんじゃないかなということをおもはすわけでありす。

それから今後、新丸山ダムについても、その操作方法等を含めて、予備放流とか、あるいはまた横越流とか、さまざまなことで検討されておりますけれども、ぜひともそういうことを再度検証していただきながら、他の検証事例とは全然違うんだと、やはり新丸山ダムをつくったほうが一番いいんじゃないかというような結論も含めて、早くして欲しいなということをおもはすわけでありす。

それともう一点は、この治水対策、治水のほうは大体は美濃加茂市さんから下流の部分で考えておられるようすけれども、昭和58年9月洪水を含めて、それは予備放流方式とかで新丸山ダムにしてから相当ゲート操作をうまくやれば、毎秒あたりのトン数を減らせるというような意向を持っておられるようすけれども、これをつくらなかった場合は、治水対策で、では八百津町の本曾川右岸のほうをどうするか、昭和58年9月洪水を含めて相当被害を被っておりますので、そういうものをつくらなければ、八百津町についてはどういう処置を今後考えるか、ダム操作だけでやれるものかどうか。

昭和58年9月洪水のときには毎秒1万 m^3/sec くらい出ております。皆さん方は毎秒1万 m^3/sec というのを想像できますか、1秒間にドラム缶が1万本です。そのくらい多分昭和58年9月洪水のときには来たと推定をしております。国交省のほうはもうちょっと数字を下げておりますけれども、私どもは1万 m^3/sec はゆうに來ていると、また飛騨川のほうからも当然來ていますので、両方合せて犬山の頭首工のほうでは相当分が流れているはずす。したがって、あのような大きな水の力というのは、いろいろな治水対策を持ってしても防げるということは私はなかなか困難だと思っております。けれども、検証ですので

どうなるかということはやらなければわからないわけですが、ぜひ他の代替案についても十分検討して欲しいなということを思っております。

それだけ2点言っておきますけれども、あとまだいろいろありますけれども、余り細かいことを言うと怒られますのでこのくらいにしておきますけれども、いずれにしても早く結論を出して、国交省の方、本省のほうに上げて、早くOKを貰うということ。

それから、去年の7月15日に菅総理に八百津町のほうへ来ていただいておりますけれども、そのときに総理にも「人の命を守るコンクリートは必要ですね」と言ったら、総理は「確かにそのとおりです」と言っておられました。現政権がそのまま続けておりますので、人の命を守るコンクリートは必要だということを思っております。そのことを付け加えて、意見陳述になってしまいましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 ほかにございますでしょうか。

それでは、いまのご意見も踏まえて、今後の検討を進めさせていただきたいと思っております。

9. パブリックコメントについて

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 それでは、議題の9番目でございますが、「パブリックコメントについて」ご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは引き続きまして、資料－7についてご説明させていただきます。

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」ということでございます。今回、複数の代替案について皆様方にご説明を差し上げたところでございますけれども、意見募集ということで、次の2つの点について聞きたいということで考えております。

まず1点目が、今回、我々中部地方整備局、検討主体が立案しました治水、それから流水の正常な機能の維持対策案の実現性、それから具体性等についての問題点等。

それから、2つ目につきましては、立案した対策案以外の具体的対策案の提案等に関して、幅広くご意見をいただきたいということで考えております。

一応参考までに3ページを見ていただきますと、その意見募集の回答の様式はこういった形で考えていることでございます。

このパブリックコメントに関しましては、本日この検討の場での了解が得られれば、速やかに記者投げ込みを行いまして、募集期間は約1カ月ということで意見募集をさせてい

ただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 それでは、パブコメに関するご説明をいただきましたが、この点につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、ご了解いただいたということであれば、この様式でパブコメを進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、議事の９番目まで終わりました。

１０．その他

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 その他ということで、事務局からありましたらお願いいたします。

【事務局】 本日、構成員の皆様方から大変貴重なご意見をいただいたところでございますけれども、この検討の場という限られた時間の中ということでございますとか、それから本日欠席されておられます構成員の方々もおみえになるということで、本日いただきましたご意見以外に改めてご意見をいただくということを考えております。後日、事務局の方から構成員の皆様方に案内させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、次の開催につきましては、構成員の皆様方からいただいたご意見、それからパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえまして、対策案の抽出、２～５案を取りまとめることにしておりますけれども、その段階で調整させていただきたいというふうに考えております。開催できる時期になりましたら、構成員の皆様方と日程調整をさせていただきたいと思いますので、引き続きご協力のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 今後の進め方について説明をさせていただきましたが、特にご質問等よろしいでしょうか。

１１．閉会

【中部地方整備局河川部長（田村秀夫）】 本日本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

構成員の皆様には、円滑な議事進行等にご協力いただきまして本当にありがとうございます。

ました。

それでは、マイクを事務局のほうにお返しします。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、これをもちまして第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。

長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

〔 午後4時45分閉会 〕